

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した際に調査を実施するいじめ防止対策推進委員会委員及び同法第30条第2項の規定により調査を実施するいじめ問題再調査委員会委員の報酬額について、当該特別職の職務の内容及び責任に応じた額に改めるため、本条例を改正するものである。

2 改正の概要

(1) いじめ防止対策推進委員会の報酬額及び費用弁償の額の改正

【改正前】

		報酬額	費用弁償の額
いじめ防止対策推進委員会	委員長	日額 9,200円	1日1,300円
	副委員長	日額 8,600円	
	委員	日額 8,600円	



【改正後】

いじめ防止対策推進委員会 (定例会)	委員長	日額 9,200円	1日1,300円
	副委員長	日額 8,600円	
	委員	日額 8,600円	
いじめ防止対策推進委員会 (臨時会)	委員長	日額 22,000円	1日1,300円
	副委員長	日額 20,000円	
	委員	日額 20,000円	

(2) いじめ問題再調査委員会の報酬額の改定

【改正前】

委員長	日額 9,200円
副委員長	日額 8,600円
委員	日額 8,600円



【改正後】

委員長	日額 22,000円
副委員長	日額 20,000円
委員	日額 20,000円

3 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の別表いじめ防止対策推進委員会（臨時会）の部の規定は、令和4年8月1日から適用する。